

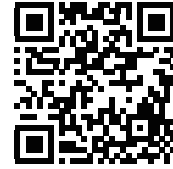
アフターサービス

マイページ

mypage.manulife.co.jp

- 積立金額・解約返戻金額のご確認
- 年金・介護年金の一括支払のお申込み
- 住所・電話番号等の変更等、各種手続き
- チャットのご利用 等

ご登録はこちら



マニユライフ生命投資型商品カスタマーセンター

0120-925-008

受付時間9:00～17:00
(土日祝・12/31～1/3は除く)

- 契約内容・積立金額のご照会
- 積立利率、年金額算出率、「保険料米ドル入金特約A型」等の為替レート、「円支払特約A型」の為替レート 等
- 各種お手続きのご案内
- 各種お手続き書類のご請求 等

契約内容のお知らせ

年1回、契約者(年金支払開始日以後は年金受取人)にお知らせします。

- 契約通貨
- 契約時の積立利率
- 積立金額や解約返戻金額 等

ご契約の検討・お申込みに際しては、次の資料をあわせてご覧ください。

ご契約のしおり／約款

設計書

契約者が法人となる場合は、次の資料をあわせてご覧ください。

法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと

預金等受入金融機関を募集代理店としてこの商品にご加入されるお客さまへ

- この商品はマニユライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、預金保険制度の対象ではありません。
- この商品のご契約のお申し込みの有無が、取扱金融機関とのその他の取引に影響を与えることはありません。
- 預金等受入金融機関がこの商品を募集する場合においては、法令によりお客さまの範囲ならびにご契約の条件に制限があります。つきましては、あらかじめ契約者・被保険者となる方の勤務先等をご申告いただき、ご申告いただいた情報について、預金等受入金融機関の保険募集制限の対象等に該当するかどうかの確認作業に利用させていただくほか、保険募集業務に利用させていただくことがあります。なお、保険ご加入後、保障内容についての変更をご希望される場合にも、法令等の制限を受けることがあります。

くわしくは、外貨建保険販売資格をもつ募集人にご相談ください。

マニユライフ生命の担当者・募集代理店(生命保険募集人)は、お客さまとマニユライフ生命の保険契約締結の媒介を行う者です。保険契約締結の代理権はありません。したがって、契約はお客さまからのお申込みに対してマニユライフ生命が承諾したときに有効に成立します。

生命保険募集人のうち、生命保険協会にて別途定められた規定に基づき外貨建保険販売資格を登録した募集人のみがこの保険を取り扱えます。

募集人の権限等の確認は、マニユライフ生命投資型商品カスタマーセンターまでご連絡ください。

〔募集代理店〕

〔引受保険会社〕

マニユライフ生命保険株式会社

投資型商品カスタマーセンター **0120-925-008**

受付時間 9:00～17:00 (土日祝・12/31～1/3は除く)

本社：〒163-1430 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号

東京オペラシティタワー30階

ホームページ：www.manulife.co.jp



Manulife

マニユライフ生命

外貨建定額個人年金保険

パワー・カレンシー

介護保障タイプ

マニユライフ生命の外貨建定額個人年金保険 | Power Currency

契約締結前交付書面 (契約概要/注意喚起情報)

契約前に十分にお読みください

この「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」は、ご契約のお申込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。

契約前に十分にお読みいただき内容をご確認・ご了解のうえお申し込みください。



この商品はマニユライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、元本割れすることがあります。

- 解約時の市場金利、為替レートの変動等により、損失が生じることがあります。
- 契約通貨建で最低保証されている金額が、為替レートの変動により、円建では元本割れする可能性があります。

2026年4月

○ 契約概要

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。
記載の支払事由や給付に關しての制限事項は、概要や代表例を示しています。支払事由や制限事項等の詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり/約款」に記載していますのでご確認ください。

※公的介護保険制度とは、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)にもとづく介護保険制度をいいます。
※この「契約概要」では、「ご契約のしおり/約款」等に記載されている「公的介護保険制度による要介護2以上の状態に該当していると認定され、その認定の効力が生じ」た場合は、「要介護2以上に認定され」た場合と表記しています。
また、「公的介護保険制度による要介護2または要介護3の状態に該当していると認定され、その認定の効力が生じ」た場合は、「要介護2または要介護3に認定され」た場合と表記しています。

1 引受保険会社

商 号： マニユライフ生命保険株式会社
本 社 所 在 地： 〒163-1430 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
東京オペラシティタワー30階
連 絡 先： 投資型商品カスタマーセンター TEL: **0120-925-008**
ホームページ： www.manulife.co.jp

2 この保険の特徴としくみ

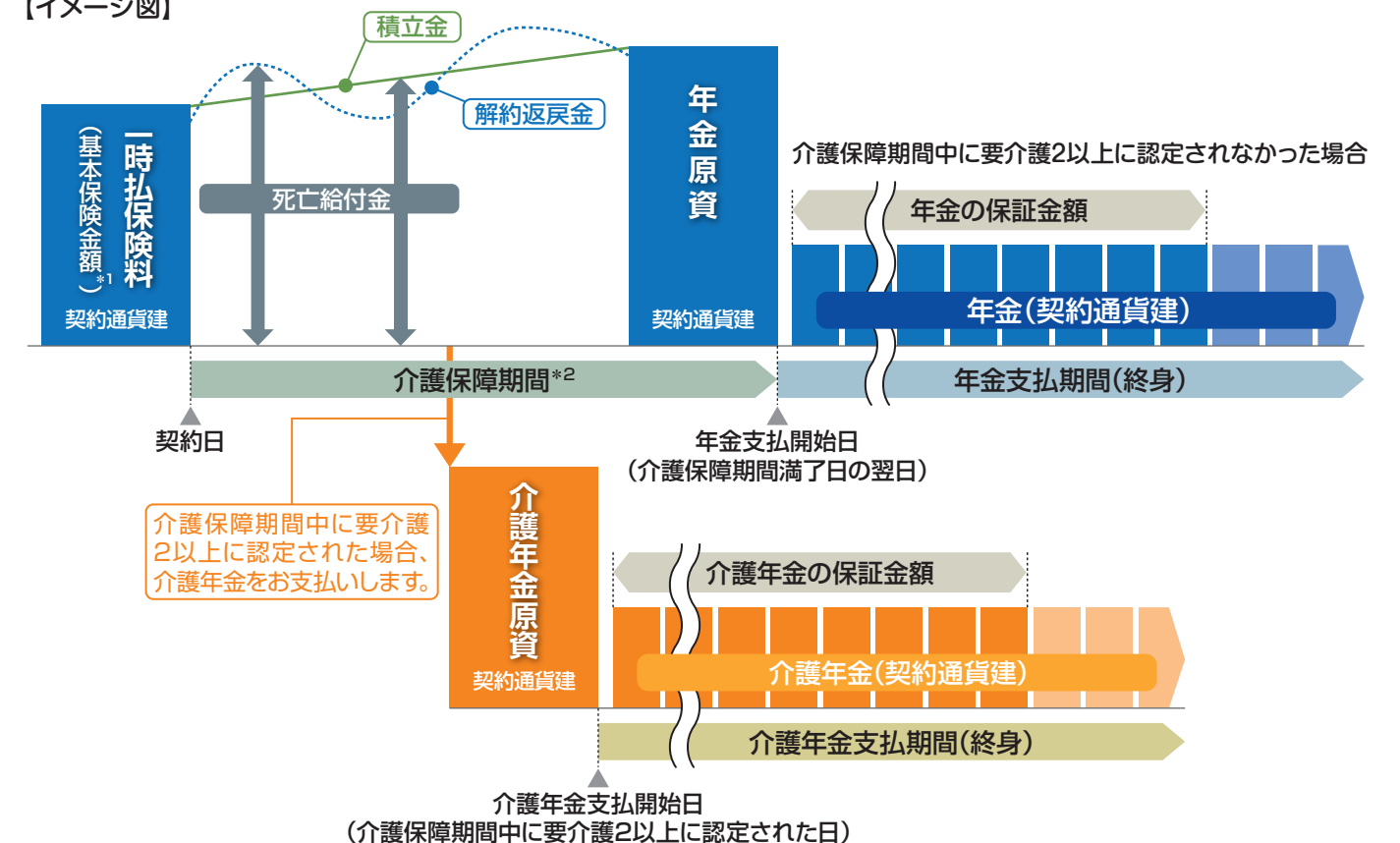
- この保険の名称(正式名称)は、外貨建定額個人年金保険です。
- この保険では、契約時に「年金支払総額保証付終身介護年金特約」(据置プランの場合)または「年金支払総額保証付終身介護年金特約(即時払型)」(即時払プランの場合)を付加いただきます。
- 契約時に、契約通貨として米ドルまたは豪ドルを選択いただきます。この保険にかかる一時払保険料・年金・介護年金・死亡給付金等の金銭の授受は、契約時に選択いただいた契約通貨で行います。
※契約後に契約通貨を変更することはできません。
- 解約控除期間中は、法人から個人への契約者変更ができません。

据置プラン 「年金支払総額保証付終身介護年金特約」を付加

- 契約時に被保険者が要介護2以上に認定されていない場合、据置プランにお申し込みいただくことができます。

- 介護保障期間を「10年」または「被保険者の年齢が90歳となる契約応当日の前日まで」のいずれかから選択いただきます。また、年金支払総額保証割合・介護年金支払総額保証割合100%または110%のいずれかを選択いただきます。
※契約後に介護保障期間および年金支払総額保証割合・介護年金支払総額保証割合を変更することはできません。
- 契約時にお払い込みいただいた一時払保険料を積立金として、契約通貨に応じた積立利率で運用し、介護保障期間中に被保険者が要介護2以上に認定された場合、一生涯にわたって介護年金(年金支払総額保証付終身介護年金)をお支払いする生命保険です。
- 介護保障期間中に被保険者が要介護2以上に認定されなかった場合、介護保障期間満了日の翌日から一生涯にわたって年金(年金支払総額保証付終身年金)をお支払いします。
※介護年金が支払われた場合には、年金のお支払いはありません。
- 介護保障期間中かつ介護年金支払開始日前に被保険者が死亡した場合、死亡給付金をお支払いします。
※年金支払開始日以後・介護年金支払開始日以後は、死亡給付金のお支払いはありません。
※くわしくは、**P.5 ~ P.8**「**4.主な特約**」の「年金支払総額保証付終身介護年金特約」をご覧ください。

【イメージ図】



*1 基本保険金額とは、死亡給付金をお支払いするときに基準となる金額で、一部解約がない場合、一時払保険料と同額になります。

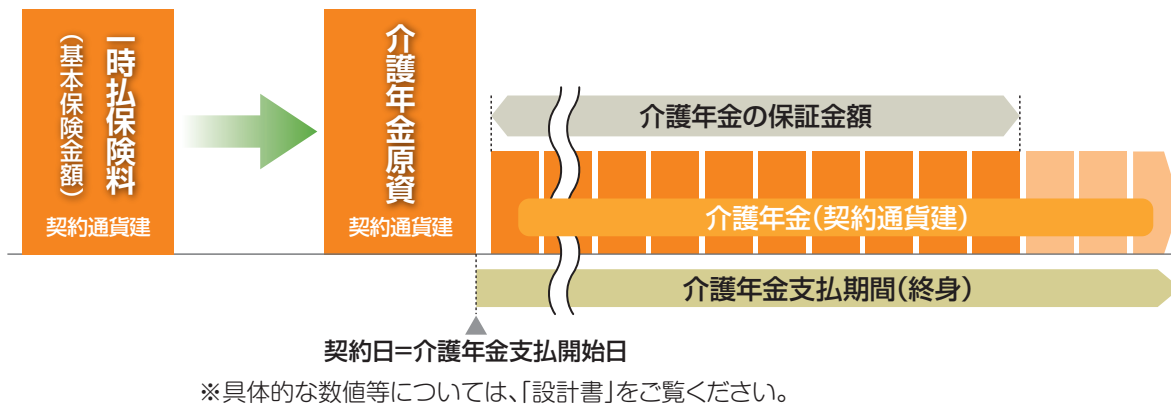
*2 介護保障期間は、「10年」または「被保険者の年齢が90歳となる契約応当日の前日まで」のいずれかです。

※具体的な数値等については、「設計書」をご覧ください。

即時払プラン「年金支払総額保証付終身介護年金特約(即時払型)」を付加

- 契約時に被保険者が要介護2または要介護3に認定されている場合、即時払プランにお申し込みいただくことができます。
- 契約時に、介護年金支払総額保証割合100%または110%のいずれかを選択いただきます。
※契約後に介護年金支払総額保証割合を変更することはできません。
- 契約日を介護年金支払開始日として、一時払保険料相当額および契約日に設定されている介護年金額算出率に基づき、一生涯にわたって介護年金(年金支払総額保証付終身介護年金)をお支払いする生命保険です。
※即時払プランには、死亡給付金のお支払いはありません。
※くわしくは、**P.5 ~ P.8**「**4.主な特約**」の「年金支払総額保証付終身介護年金特約(即時払型)」をご覧ください。

【イメージ図】



この保険にはリスクがあります

■為替リスクについて

- この保険は外貨で運用するため、保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、保険料の払込通貨と介護年金・年金・死亡給付金等をお支払いする通貨が異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。

- したがって、「介護年金または年金の支払総額や死亡給付金額等を保険料の払込通貨で換算した場合の金額」が、「契約時にお払い込みいただいた金額」を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

- 為替相場の変動に伴うリスクは、契約者または受取人が負います。

■解約等のリスクについて

- この保険は、市場金利に応じた運用資産(債券等)の価格変動を契約日から30年以内の解約返戻金額、介護年金の一括支払および年金の一括支払による支払金額に反映させます*1(市場価格調整)。また、解約返戻金額または介護年金の一括支払による支払金額を計算する際に契約日からの経過年数に応じた解約控除がかかります。

*1 外貨建定額個人年金保険(年金支払総額保証付終身介護年金特約(即時払型)付)の場合は、契約日から終身にわたり介護年金の一括支払による支払金額に反映させます。

- したがって、次の金額*2が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

・「解約返戻金額」

・「介護年金の一括支払による支払金額」と「すでに支払事由の生じた介護年金の合計額」の総額

・「年金の一括支払による支払金額」と「すでに支払事由の生じた年金の合計額」の総額

*2 一部解約をしていた場合は、その解約返戻金額との合計額

※外貨建定額個人年金保険(年金支払総額保証付終身介護年金特約(即時払型)付)の場合、「年金」、「死亡給付金」および「解約返戻金」はありません。



3 積立利率・年金額算出率・介護年金額算出率

●積立利率

積立利率は、マニライフ生命の定める所定の指標金利に基づき、原則として毎月2回(1日と16日)設定され、契約日に設定されている積立利率が介護保障期間、年金支払期間および介護年金支払期間を通じて適用されます。

マニライフ生命の定める所定の指標金利のマニライフ生命の定める期間における平均値に-1.0%から1.5%を増減(指標金利と資産運用利回り(想定される運用期間および運用資産にもとづき算出)との差および運用資産の金利リスク等を考慮して設定されます)させた範囲内でマニライフ生命が定めた利率から、保険関係費を差し引いた利率となります。設定される積立利率は、年0.05%が最低保証されます。

契約通貨	指標金利
米ドル	金利スワップレート10年物 米ドル - 米ドル買値(SOFR*)
豪ドル	残存期間10年のオーストラリア国債の流通利回り

*SOFR(ソファ):「Secured Overnight Financing Rate」の略で、米国の銀行間取引の指標となる金利です。

※使用する金利スワップレートは、将来変更されることがあります。

●年金額算出率・介護年金額算出率

年金額算出率・介護年金額算出率とは、年金額・介護年金額を算出する際に用いる率のことをいいます。

年金額算出率は、積立利率等に基づき、原則として毎月2回(1日と16日)設定され、契約日に設定されている年金額算出率が適用されます。契約通貨および被保険者の性別・年金支払開始年齢・年金支払総額保証割合により、設定される年金額算出率は異なります。

介護年金額算出率は、積立利率等に基づき、原則として毎月2回(1日と16日)設定され、契約日に設定されている介護年金額算出率が適用されます。契約通貨および被保険者の性別・介護年金支払開始年齢・介護年金支払総額保証割合により、設定される介護年金額算出率は異なります。



●「据置プラン」と「即時払プラン」では、設定される積立利率および介護年金額算出率が異なることがあります。

4 主な特約

※くわしくは、「[ご契約のしおり/約款](#)」をご確認ください。

■保険料の払込通貨に関する特約

- ・保険料円入金特約A型
- ・保険料米ドル入金特約A型
- ・保険料ユーロ入金特約A型
- ・保険料豪ドル入金特約A型
- ・保険料ニュージーランドドル入金特約A型

保険料を契約通貨と異なる通貨(円・米ドル・ユーロ・豪ドル・ニュージーランドドル)でお払い込みいただける特約です。

この場合、契約通貨と異なる通貨でお払い込みいただいた保険料相当額を下表の換算基準日におけるマニライフ生命の定める為替レートを用いて契約通貨建の保険料を計算します(くわしくは、[P.19](#)～[P.20](#)「この保険にかかる費用は次のとおりです」(注意喚起情報)をご覧ください)。

※これらの特約を重複して付加いただくことはできません。

対象	換算基準日
保険料	マニライフ生命が契約通貨と異なる通貨での保険料相当額を受領した日

■年金支払総額保証付終身介護年金特約 **据置プラン**

被保険者が公的介護保険制度による要介護2以上の状態*1に認定され、介護保障期間中に、その要介護認定の効力*2が生じた場合に、その効力が生じた日を介護年金支払開始日として一生涯にわたって介護年金をお支払いすることを主とする特約です。

※契約後、この特約のみを解約することはできません。

介護年金支払総額保証割合*3	100%・110%
介護年金の保証金額*4	介護年金額 × { 介護年金支払総額保証割合(100%・110%) ÷ 介護年金額算出率 } *5

●介護保障期間中に被保険者が要介護2以上に認定されなかった場合には、介護保障期間満了日の翌日を年金支払開始日として一生涯にわたって年金をお支払いします。

年金支払総額保証割合*3	100%・110%
年金の保証金額*4	年金額 × { 年金支払総額保証割合(100%・110%) ÷ 年金額算出率 } *5

*1 要介護2以上の状態とは、「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」(平成11年4月30日厚生省令第58号)第1条第1項に定める要介護2から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

*2 要介護認定の効力とは、介護保険法における効力のことをいい、要介護(新規)認定および要介護状態区分の変更の認定の場合はその申請のあった日にさかのぼってその効力を生じます。また、要介護更新認定の場合は更新前の有効期間の満了日の翌日からその効力を生じます。

*3 契約時に選択いただいた年金支払総額保証割合と介護年金支払総額保証割合は同一の割合になります。また、契約後にその割合を変更することはできません。

*4 年金・介護年金の保証金額は、被保険者の生死にかかわらずお支払いする年金・介護年金の合計額のことです。

*5 計算された数値は、年金・介護年金の合計額が年金・介護年金の保証金額に達するまでにかかる年数を表し、小数第1位以下を切り上げます。



- 契約日に要介護2以上に認定されていたことが契約後に判明した場合、ご契約を無効とします。この場合、一時払保険料を契約者にお返しします。
- 年金・介護年金の合計額として年金・介護年金の保証金額を契約通貨建で保証するのは、年金・介護年金の保証金額に達するまで年金・介護年金をお支払いした場合です。ご契約を解約または年金・介護年金の一括支払を行った場合、解約返戻金額または年金・介護年金の一括支払による支払金額に最低保証はありませんので、年金・介護年金の保証金額や一時払保険料を下回ることがあります。
- 年金・介護年金の合計額は、契約通貨建で最低保証されています。そのため、年金・介護年金の支払総額を円に換算した場合、為替レートによっては「年金の保証金額」の円換算額、「介護年金の保証金額」の円換算額や、お払い込みいただいた金額の円換算額(円でお払い込みいただいた場合はその金額)を下回り、元本割れする可能性があります。



■年金支払総額保証付終身介護年金特約(即時払型) **即時払プラン**

被保険者が公的介護保険制度の要介護2または要介護3の状態*1に該当していると認定され、その要介護認定の効力*2が契約時に生じている場合に、契約日を介護年金支払開始日として介護年金をお支払いする特約です。この場合、第1回の介護年金は、介護年金支払開始日からその日を含めて2ヵ月経過した日の翌日にお支払いします。また、第2回以後の介護年金のお支払いは、毎年の契約応当日となります。

※契約後、この特約のみを解約することはできません。

介護年金支払総額保証割合*3	100%・110%
介護年金の保証金額*4	介護年金額 × { 介護年金支払総額保証割合 (100%・110%) ÷ 介護年金額算出率 } *5

- *1 要介護2または要介護3の状態とは、「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」(平成11年4月30日厚生省令第58号)第1条第1項に定める要介護2または要介護3のいずれかの状態をいいます。
- *2 要介護認定の効力とは、介護保険法における効力のことをいい、要介護(新規)認定および要介護状態区分の変更の認定の場合はその申請のあった日にさかのぼってその効力を生じます。また、要介護更新認定の場合は更新前の有効期間の満了日の翌日からその効力を生じます。
- *3 契約時に選択いただいた介護年金支払総額保証割合を変更することはできません。
- *4 介護年金の保証金額は、被保険者の生死にかかわらずお支払いする介護年金の合計額のことです。
- *5 計算された数値は、介護年金の合計額が介護年金の保証金額に達するまでにかかる年数を表し、小数第1位以下を切り上げます。



- 被保険者が認知症等により契約内容を了知できない場合または公的介護保険制度の要介護4以上の認定の効力が生じている場合、年金支払総額保証付終身介護年金特約(即時払型)を付加いただくことはできません。
- 介護年金の合計額として介護年金の保証金額を契約通貨建で保証するのは、介護年金の保証金額に達するまで介護年金をお支払いした場合です。介護年金の一括支払を行った場合、介護年金の一括支払による支払金額に最低保証はありませんので、介護年金の保証金額や一時払保険料を下回ることがあります。
- 介護年金の合計額は、契約通貨建で最低保証されています。そのため、介護年金の支払総額を円に換算した場合、為替レートによっては「介護年金の保証金額」の円換算額や、お払い込みいただいた金額の円換算額(円でお払い込みいただいた場合はその金額)を下回り、元本割れする可能性があります。

■円支払特約A型

年金・介護年金・死亡給付金等を下表の換算基準日におけるマニユライフ生命の定める為替レートをを用いて円によりお支払いする特約です。

※円に換算するために用いる為替レートについては、**P.19** ~ **P.20** **「この保険にかかる費用は次のとおりです」** **(注意喚起情報)**をご覧ください。

●契約者、受取人等のお申し出により、この特約を付加または解約することができます。

対象	換算基準日
解約返戻金	請求書類をマニユライフ生命の本社が受け付けた日*1
死亡給付金	請求書類をマニユライフ生命の本社が受け付けた日*1の翌営業日
年金	毎年の年金支払日または請求書類をマニユライフ生命の本社が受け付けた日*1の翌営業日のいずれか遅い日
介護年金	毎年の介護年金支払日*2または請求書類をマニユライフ生命の本社が受け付けた日*1の翌営業日のいずれか遅い日
年金の一括支払による支払金	年金支払開始日または請求書類をマニユライフ生命の本社が受け付けた日*1の翌営業日のいずれか遅い日
介護年金の一括支払による支払金	介護年金支払開始日*3または請求書類をマニユライフ生命の本社が受け付けた日*1の翌営業日のいずれか遅い日

- *1 書類の提出以外の方法(マニユライフ生命の定める方法に限ります)により請求を行った場合は、請求をマニユライフ生命が受け付けた日
- *2 即時払プランの第1回の介護年金については、介護年金支払開始日からその日を含めて2ヵ月経過した日の翌日
- *3 即時払プランの場合、介護年金支払開始日からその日を含めて2ヵ月経過した日の翌日



この特約を付加して年金等を円で受け取る場合、換算基準日における為替相場により円に換算した年金の合計額等が、契約時の為替相場により一時払保険料を円に換算した金額を下回る場合があります。

年金・介護年金

年金・介護年金の種類

	名称	内容	支払金額	支払期間	受取人
据置プラン	年金 年金支払総額保証付 終身年金	介護保障期間中に被保険者が要介護2以上に認定されなかった場合、年金をお支払いします。	年金額＝年金支払開始日前日の積立金額×契約日の年金額算出率	年金 支払期間：終身	年金 受取人
	介護年金 年金支払総額保証付 終身介護年金	介護保障期間中に被保険者が要介護2以上に認定された場合、介護年金をお支払いします。	介護年金額＝介護年金支払開始日前日の積立金額×契約日の介護年金額算出率		
即時払プラン	介護年金 年金支払総額保証付 終身介護年金	契約時に被保険者が要介護2または要介護3に認定されている場合、契約日を介護年金支払開始日として、介護年金をお支払いします。 ※第1回の介護年金は、介護年金支払開始日からその日を含めて2ヵ月を経過した日の翌日にお支払いします。第1回の介護年金にマニユライフ生命の定める利率(契約日に設定されている積立利率とは異なります)で計算した利息をつけてお支払いします。	介護年金額＝一時払保険料相当額×契約日の介護年金額算出率	介護年金 支払期間：終身	介護年金 受取人

※据置プランで介護年金が支払われた場合には、年金のお支払いはありません。
※介護年金をお支払いできない場合については、[P.24](#) **【5.死亡給付金・介護年金等をお支払いできない場合】** **【注意喚起情報】**および**【ご契約のしおり/約款】**に記載していますのでご確認ください。

年金・介護年金の一括支払

- 年金支払開始日以後・介護年金支払開始日以後に、将来の年金・介護年金のお支払いにかえて、年金・介護年金の支払保証部分(被保険者の生死にかかわらずお支払いする年金・介護年金の合計額のうち、年金支払日・介護年金支払日が未到来の年金・介護年金)の一括支払を請求することができます。
- 据置プランの市場価格調整適用期間*中の年金・介護年金の一括支払による支払金額および即時払プランの介護年金の一括支払による支払金額は、次の算式により計算されます。

年金の一括支払による支払金額：年金の支払保証部分の現価 × 市場価格調整率
介護年金の一括支払による支払金額：介護年金の支払保証部分の現価 × 市場価格調整率 − 解約控除額
解約控除額 = 介護年金の支払保証部分の現価 × 解約控除率

* 市場価格調整適用期間

プラン	年金の種類	市場価格調整適用期間
据置プラン	年金	契約日からその日を含めて30年後の契約応当日の前日までの期間
	介護年金	契約日からその日を含めて第30保険年度中の介護年金支払日の前日までの期間

- ※即時払プランの介護年金の一括支払の場合、契約日からの経過期間にかかわらず、市場価格調整が適用されます。
- 年金・介護年金の一括支払を行った場合で、年金・介護年金の支払保証部分の最後の年金支払日後・介護年金支払日後に被保険者が生存しているときは、継続して年金・介護年金をお支払いします。年金・介護年金の一括支払を行った後、被保険者が死亡した場合、ご契約は消滅します。

- 即時払プランの場合、介護年金の一括支払は、介護年金支払開始日からその日を含めて2ヵ月を経過した日の翌日からの取り扱いとなります。
- 市場価格調整適用期間経過後の年金・介護年金の一括支払による支払金額は、年金・介護年金の支払保証部分の現価です。

年金の一括支払による支払金額：年金の支払保証部分の現価
介護年金の一括支払による支払金額：介護年金の支払保証部分の現価

市場価格調整率

- 市場金利に応じた運用資産(債券等)の価格変動を年金・介護年金の一括支払による支払金額に反映させるために用いるもので、経過年数や市場金利により変動します。市場価格調整率に上限、下限はありません。市場価格調整利用率は、積立利率の計算に用いる「通貨および据置期間に応じた指標金利の会社の定める期間における平均値」とします。原則として毎月2回設定します。

市場価格調整率 =
$$\left(\frac{1 + \text{契約日の市場価格調整利用率}^{*1}}{1 + \text{年金・介護年金の一括支払の請求受付日の市場価格調整利用率}^{*2} + \text{会社の定める調整率}^{*3}} \right)^{\frac{\text{残存月数}^{*4}}{12}}$$

- *1 契約日の市場価格調整利用率は、この保険契約において適用されている積立利率の計算に用いた指標金利の会社の定める期間における平均値です。
- *2 年金・介護年金の一括支払の請求受付日を契約日として、このご契約と同一の新たなご契約を締結すると仮定した場合に適用される積立利率の計算に用いる指標金利の会社の定める期間における平均値のことです。
- *3 運用資産を売却するための費用等を考慮して、契約通貨に応じ0.00%から0.10%までの範囲でマニユライフ生命が定めた率です。
- *4 残存月数は、市場価格調整率を計算する際に用いる月数になります。くわしくは、**【ご契約のしおり/約款】**に記載していますのでご確認ください。

ご参考 年金の一括支払をされた場合の市場価格調整率の例

- 【前提条件】 ●契約通貨：米ドル ●契約年齢・性別：60歳・男性 ●据置期間：10年
●契約日の積立利率：年3.00% ●契約日の市場価格調整利用率：年3.50%
●年金の一括支払時の市場価格調整利用率：年3.50% ●会社の定める調整率：0.10%
●年金額算出率：6.29% ●年金支払総額保証割合：100%

契約日からの経過年数*	11年	12年	13年	14年	15年
市場価格調整率	99.30%	99.35%	99.40%	99.45%	99.50%

*契約日からの経過年数は、契約日から毎年の年金支払日(契約応当日)の前日までの期間とします。
※例示の市場価格調整率は、毎年の年金支払日の前日を年金の一括支払の請求受付日とした場合の率です。

解約控除

- 介護年金の一括支払時に、契約日からの経過年数に応じて、介護年金の一括支払の請求受付日(マニユライフ生命が介護年金の一括支払の請求書類を受け付けた日^{*1})における介護年金の支払保証部分の現価に、7.0%～2.5%の解約控除率を乗じた解約控除がかかります。
- *1 書類の提出以外の方法(マニユライフ生命の定める方法に限りです)により請求を行った場合は、請求をマニユライフ生命が受け付けた日
- ※くわしくは、[P.13](#) ～ [P.15](#) **【7.解約返戻金】**をご覧ください。

ご参考 据置プランにおいて、契約日からの経過年数5年*（介護年金支払開始日からの経過年数4年）で介護年金の一括支払を行った場合の例

*経過年数5年とは、契約日から5年が経過した契約応当日の前日時点を表しています。

- 【前提条件】 ●契約通貨：米ドル ●契約年齢・性別：60歳・男性 ●一時払保険料：100,000.00米ドル
●契約時の積立利率：年3.00% ●契約時の市場価格調整用利率：年3.50%
●介護年金の一括支払時の市場価格調整用利率：年4.50% ●会社の定める調整率：0.10%
●介護年金支払総額保証割合：100% ●介護年金支払開始日：契約日から1年経過後の契約応当日
●介護年金支払開始年齢：61歳

一時払保険料	100,000.00米ドル
介護年金の保証金額	105,312.00米ドル
介護年金の一括支払による支払金額 + すでに支払事由の生じた介護年金の合計額	86,393.12米ドル

上記の例の場合、介護年金の一括支払による支払金額とすでに支払事由の生じた介護年金の合計額との総額が86,393.12米ドルとなるため、一時払保険料(100,000.00米ドル)や介護年金の保証金額(105,312.00米ドル)を下回ります。



年金・介護年金の一括支払を行った場合、市場金利に応じた運用資産（債券等）の価格変動を年金・介護年金の一括支払による支払金額に反映させる（市場価格調整）ため、年金・介護年金の一括支払による支払金額は増減することがあります（年金・介護年金の一括支払時の市場価格調整用利率が契約時と比較して高くなった場合には、年金・介護年金の一括支払による支払金額は減少することがあります）。また、介護年金の場合、介護年金の支払保証部分の現価に市場価格調整率を乗じた金額から、契約日からの経過年数等に応じた解約控除額が差し引かれます。したがって、年金・介護年金の一括支払による支払金額とすでに支払事由の生じた年金・介護年金の合計額との総額*が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

*一部解約をしていた場合は、その解約返戻金額との合計額

指定代理請求人

- 年金受取人・介護年金受取人が被保険者の場合、契約者（年金支払開始日・介護年金支払開始日以後は年金受取人・介護年金受取人）は、所定の範囲内で1人を指定代理請求人にあらかじめ指定することができます。

※契約者が法人の場合、指定代理請求人を指定することはできません。

- 年金受取人・介護年金受取人が傷害または疾病により年金・介護年金を請求する意思表示ができない場合等に、指定代理請求人は、年金受取人・介護年金受取人の代理人として年金・介護年金を請求することができます。

後継年金受取人

- 契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）は、被保険者の同意を得たうえで年金受取人が年金支払開始日以後にお亡くなりになった場合の新たな年金受取人（後継年金受取人）をあらかじめ指定することができます。

後継介護年金受取人

- 契約者（介護年金支払開始日以後は介護年金受取人）は、被保険者の同意を得たうえで介護年金受取人が介護年金支払開始日以後にお亡くなりになった場合の新たな介護年金受取人（後継介護年金受取人）をあらかじめ指定することができます。

6

被保険者死亡の場合の保障内容

年金支払開始日前・介護年金支払開始日前

	名称	内容	支払金額	受取人
据置プラン	死亡給付金	介護保障期間中に被保険者が死亡したとき	被保険者死亡日の積立金額、解約返戻金額、基本保険金額のいずれか大きい額	死亡給付金受取人

※年金支払開始日以後・介護年金支払開始日以後は、死亡給付金のお支払いはありません。

※即時払プランの場合は、契約日が介護年金支払開始日となるため、死亡給付金のお取り扱いはありません。

※死亡給付金をお支払いした場合、ご契約は消滅します。

※死亡給付金をお支払いできない場合については、[P.24](#) [\[5.死亡給付金・介護年金等をお支払いできない場合\]](#) [\[注意喚起情報\]](#)および[\[ご契約のしおり/約款\]](#)に記載していますのでご確認ください。

※死亡給付金の試算額等は、最新の「設計書」をご確認ください。

年金支払開始日以後・介護年金支払開始日以後

	名称	内容	支払金額	受取人
据置プラン	年金 年金支払総額保証付終身年金	年金支払開始日以後に被保険者が死亡した場合、すでに支払事由の生じた年金の合計額が年金の保証金額に達するまでお支払いします。	年金額	年金受取人*1
	介護年金 年金支払総額保証付終身介護年金	介護年金支払開始日以後に被保険者が死亡した場合、すでに支払事由の生じた介護年金の合計額が介護年金の保証金額に達するまでお支払いします。	介護年金額	介護年金受取人*1
即時払プラン	介護年金			

*1 年金受取人・介護年金受取人が被保険者の場合はその法定相続人（後継年金受取人・後継介護年金受取人を指定されているときは後継年金受取人・後継介護年金受取人）にお支払いします。

- この保険は、年金支払開始日以後または介護年金支払開始日以後に被保険者がお亡くなりになった場合の一時金（死亡一時金）のお取り扱いがありません。

- ただし、年金受取人・介護年金受取人*2は、年金・介護年金の支払保証部分の一括支払を請求することができます。

*2 年金受取人・介護年金受取人が被保険者の場合はその法定相続人（後継年金受取人・後継介護年金受取人を指定されているときは後継年金受取人・後継介護年金受取人）にお支払いします。

※くわしくは、[P.9](#) ～ [P.11](#) [\[5.年金・介護年金\]](#)をご覧ください。

7 解約返戻金

- 据置プランで、介護保障期間中かつ介護年金支払開始日前に限り、ご契約を解約・一部解約した場合、解約返戻金をお支払いします。ただし、解約した場合、ご契約は消滅します。

※一部解約後の基本保険金額が下表の金額を下回る場合、一部解約をお取り扱いできません。

契約通貨	金額
米ドル	20,000米ドル
豪ドル	20,000豪ドル

- ご契約を一部解約した場合、積立金額および基本保険金額は同じ割合で減額されます。
- 解約返戻金額は、解約計算基準日・一部解約計算基準日(マニライフ生命が解約・一部解約の請求書類を受け付けた日^{*1})の積立金額(一部解約の場合は、減額された積立金額)に市場価格調整率を乗じた金額から解約控除額を差し引いた金額です。

解約返戻金額 = 解約計算基準日・一部解約計算基準日の積立金額 × 市場価格調整率 - 解約控除額
 解約控除額 = 解約計算基準日・一部解約計算基準日の積立金額 × 解約控除率

*1 書類の提出以外の方法(マニライフ生命の定める方法に限りです)により請求を行った場合は、請求をマニライフ生命が受け付けた日



即時払プランの場合は、契約日が介護年金支払開始日となるため、解約・一部解約のお取り扱いはありません。

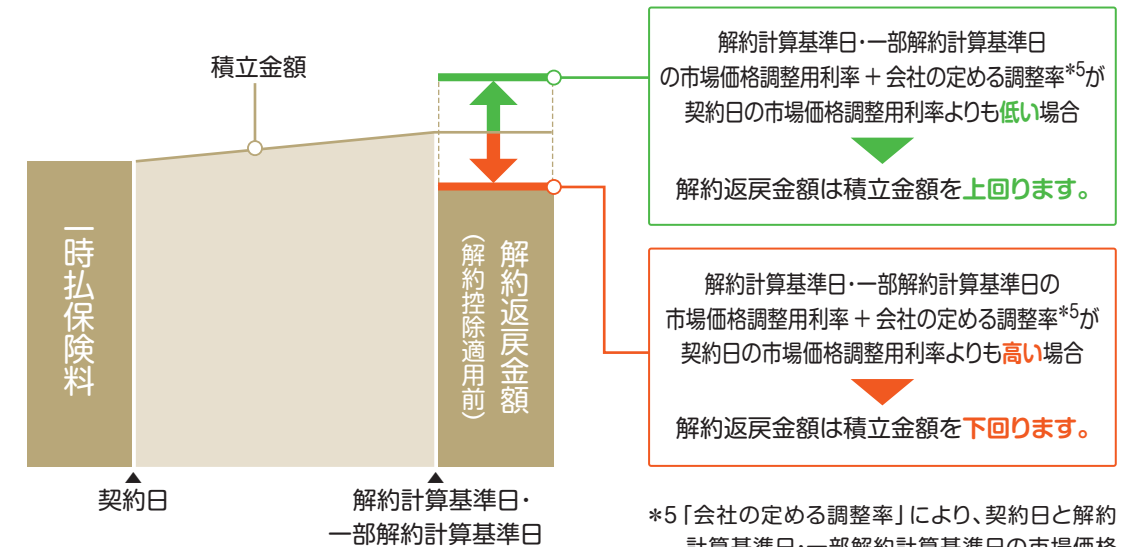
市場価格調整率

- 市場金利に応じた運用資産(債券等)の価格変動を解約返戻金額に反映させるために用いるもので、経過年数や市場金利により変動します。市場価格調整率に上限、下限はありません。市場価格調整用利率は、積立利率の計算に用いる「通貨および据置期間に応じた指標金利の会社の定める期間における平均値」とします。原則として毎月2回設定します。

$$\text{市場価格調整率} = \left(\frac{1 + \text{契約日の市場価格調整用利率}^{*1}}{1 + \text{解約計算基準日・一部解約計算基準日の市場価格調整用利率}^{*2} + \text{会社の定める調整率}^{*3}} \right)^{\frac{\text{残存月数}^{*4}}{12}}$$

- *1 契約日の市場価格調整用利率は、この保険契約において適用されている積立利率の計算に用いた指標金利の会社の定める期間における平均値です。
- *2 解約計算基準日・一部解約計算基準日を契約日として、このご契約と同一の新たなご契約を締結すると仮定した場合に適用される積立利率の計算に用いる指標金利の会社の定める期間における平均値のことです。
- *3 運用資産を売却するための費用等を考慮して、契約通貨に応じ0.00%から0.10%までの範囲でマニライフ生命が定めた率です。
- *4 残存月数は、市場価格調整率を計算する際に用いる月数になります。くわしくは、「**ご契約のしおり/約款**」に記載していますのでご確認ください。

【イメージ図】市場価格調整による解約返戻金額の変動イメージ(解約控除適用前)



ご参考 ご契約を解約された場合の市場価格調整率の例

- 【前提条件】 ●契約通貨:米ドル ●契約年齢・性別:60歳・男性 ●据置期間:10年
 ●契約日の積立利率:年3.00% ●契約日の市場価格調整用利率:年3.50%
 ●解約計算基準日の市場価格調整用利率:年3.50% ●会社の定める調整率:0.10%
 ●介護年金支払総額保証割合:100%

契約日からの経過年数*	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
市場価格調整率	98.45%	98.54%	98.63%	98.72%	98.81%	98.90%	98.98%
契約日からの経過年数*	8年	9年	10年				
市場価格調整率	99.07%	99.16%	99.25%				

* 契約日からの経過年数は、契約日から毎年の契約応当日の前日までの期間とします。
 ※例示の市場価格調整率は、毎年の年金支払日の前日を解約計算基準日・一部解約計算基準日とした場合の率です。

■解約控除

解約・一部解約時に、契約日からの経過年数に応じて、解約計算基準日・一部解約計算基準日(マニユライフ生命が解約・一部解約の請求書類を受け付けた日^{*1})の積立金額に、下表の解約控除率を乗じた解約控除がかかります。また、介護年金の一括支払時に、契約日からの経過年数に応じて、介護年金の一括支払の請求受付日(マニユライフ生命が介護年金の一括支払の請求書類を受け付けた日^{*1})における介護年金の支払保証部分の現価に、下表の解約控除率を乗じた解約控除がかかります。

契約日からの経過年数	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
解約控除率	7.0%	6.5%	6.0%	5.5%	5.0%
契約日からの経過年数	5年超6年以内	6年超7年以内	7年超8年以内	8年超9年以内	9年超10年以内
解約控除率	4.5%	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%
契約日からの経過年数	10年超				
解約控除率	0.0%				

^{*1} 書類の提出以外の方法(マニユライフ生命の定める方法に限ります)により請求を行った場合は、請求をマニユライフ生命が受け付けた日

※解約返戻金の試算額等は、最新の「設計書」をご確認ください。



ご契約を解約した場合、市場金利に応じた運用資産(債券等)の価格変動を解約返戻金額に反映させる(市場価格調整)ため、解約返戻金額は増減することがあります(解約時の市場価格調整用利率が契約時と比較して高くなった場合には、解約返戻金額は減少することがあります)。また、積立金額に市場価格調整率を乗じた金額から、契約日からの経過年数等に応じた解約控除額が差し引かれます。
したがって、解約返戻金額^{*}が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

^{*}一部解約をしていた場合は、その解約返戻金額との合計額

8

引き受け条件

■保険料の払込通貨

保険料の払込通貨	円	米ドル	豪ドル	ニュージーランドドル	ユーロ
最低額	500万円	40,000米ドル	40,000豪ドル	40,000ニュージーランドドル	40,000ユーロ
取扱単位	10,000円	100米ドル	100豪ドル	100ニュージーランドドル	100ユーロ

※保険料の払込通貨を重複して選択することはできません。

※保険料の払込通貨が契約通貨と異なる場合、お払い込みいただいた保険料相当額をマニユライフ生命の定める為替レートを用いて契約通貨建の保険料を計算します。また、契約通貨の一時払保険料の取扱単位は、米ドルのときは1米ドル、豪ドルのときは1豪ドルとなります。なお、上記にかかわらず、契約通貨建の一時払保険料に換算して20,000米ドルまたは20,000豪ドルを下回することはできません。

■最高保険料

1億円相当額

※契約日におけるマニユライフ生命の定める為替レートを用いて円に換算した金額です。

※同一被保険者で、マニユライフ生命所定の保険契約を通算して1億円かつマニユライフ生命所定の定額個人年金保険契約の基本保険金額を合算し、5億円を超えることはできません。

※この保険の介護年金額等とマニユライフ生命所定の保険契約の年金額等を通算し、同一被保険者について300,000米ドルまたは300,000豪ドルを超えるお取り扱いはできません。

■保険料の払込方法

一時払のみ

※マニユライフ生命が指定する金融機関の口座への送金に限定しております。

■契約年齢、年金支払総額保証割合・介護年金支払総額保証割合、保険期間、年金支払開始年齢・介護年金支払開始年齢

		据置プラン	即時払プラン
契約年齢(満年齢)		55歳～80歳	50歳～80歳
年金支払総額保証割合・介護年金支払総額保証割合 ^{*1}		100%・110% 年金支払総額保証割合と介護年金支払総額保証割合は、同じ割合となります。	100%・110%
保険期間	介護保障期間	「10年」または「被保険者の年齢が90歳となる契約応当日の前日まで」	— ^{*2}
	年金支払期間・介護年金支払期間	終身	
年金支払開始年齢・介護年金支払開始年齢(満年齢)		年金支払開始年齢:65歳～90歳 ^{*3}	介護年金支払開始年齢:50歳～80歳

^{*1} 契約時に選択いただけます。契約後に変更することはできません。

^{*2} 即時払プランの場合、契約日と介護年金支払開始日が同日のため、介護保障期間はありません。

^{*3} 据置プランの介護年金支払開始年齢は、55歳～89歳となります。

■死亡給付金受取人、年金受取人・介護年金受取人、後継年金受取人・後継介護年金受取人

	据置プラン	即時払プラン
死亡給付金受取人	被保険者の配偶者または3親等内の親族	—*1
年金受取人	契約者または被保険者	—*1
介護年金受取人	被保険者または死亡給付金受取人*2	被保険者、被保険者の配偶者または3親等内の親族
後継年金受取人	年金受取人の配偶者または3親等内の親族	—*1
後継介護年金受取人	介護年金受取人の配偶者または3親等内の親族	介護年金受取人の配偶者または3親等内の親族

*1 即時払プランでは、死亡給付金および年金のお支払いはありません。
*2 契約者が法人で、かつ、主契約の死亡給付金受取人が契約者である場合には、介護年金受取人は契約者となります。この場合、介護年金受取人は契約者以外に変更できません。

- ご契約の具体的な内容については、「契約申込書（情報端末を利用したお申し込みの場合は、お手続き画面）」に記入していただきますので、お申し込みの際には、この「契約概要」と「契約申込書（情報端末を利用したお申し込みの場合は、お手続き画面）」にて契約内容を必ずご確認ください。
 - お申し込みから契約日までの間に積立利率および年金額算出率・介護年金額算出率が変更になった場合、変更後の積立利率および年金額算出率・介護年金額算出率が適用されますので、15日および月末近くにお申し込みの場合は十分にご注意ください。
 - 契約時の金融情勢等の影響により、契約通貨または契約年齢等によってはお取り扱いを見合わせる場合があります。
 - 被保険者の方が入院中の場合、お申し込みいただけません。
 - 据置プランでは、被保険者が、お申し込み時に要介護2以上に認定されている場合、要介護認定・要支援認定の新規申請中の場合、要介護状態区分の変更申請中の場合等には、お申し込みいただけません。
- 即時払プランでは、被保険者が、お申し込み時に要介護状態区分の変更申請中の場合等には、お申し込みいただけません。また、契約内容を了知いただける被保険者の方が対象となります。

9 契約者配当金

●この保険には、契約者配当金はありません。

10 諸費用

●この保険には、保険関係費がかかります。そのほか、契約日から10年以内の解約、一部解約時および介護年金の一括支払時に解約控除がかかります。また、外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用がかかる場合があります。

※くわしくは、[P.19](#) ～ [P.20](#) 「この保険にかかる費用は次のとおりです」(注意喚起情報)をご覧ください。

注意喚起情報

「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意ください
いただきたい事項を記載しています。
「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細
やご契約の内容に関する事項については「ご契約のしおり
/約款」に記載していますのでご確認ください。

この保険にかかる費用は次のとおりです

保険関係費

- 保険関係費とは、死亡保障に必要な費用、保険契約の締結・維持に必要な費用です。積立
利率を決定する際に保険関係費をあらかじめ差し引きます。
- ※外貨建定額個人年金保険（年金支払総額保証付終身介護年金特約（即時払型）付）の場合、
「死亡保障に必要な費用」はありません。

解約、一部解約時および介護年金の一括支払時にご負担いただく費用

- 契約日から10年以内の解約、一部解約時および介護年金の一括支払時には、契約日から
解約計算基準日または一部解約計算基準日*1までの経過年数に応じて解約控除をご負担
いただきます。

項 目	費 用
解約控除	解約に相当する部分の積立金額*2に、経過年数に応じて7.0%～2.5% の解約控除率を乗じた金額

- *1 介護年金の一括支払の場合は、介護年金の一括支払の請求書類をマニユライフ生命
が受け付けた日とします。
- *2 介護年金の一括支払の場合は、介護年金の支払保証部分の現価とします。
- ※外貨建定額個人年金保険（年金支払総額保証付終身介護年金特約（即時払型）付）の場
合、「解約」および「一部解約」のお取り扱いはありません。
- ※くわしくは、**P.13**～**P.15**「**7. 解約返戻金**」(契約概要)および「ご契約のしおり/約款」を
ご覧ください。

外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用

- 一時払保険料を外貨でお払い込みいただく際には、取扱金融機関への振込手数料を
ご負担いただく場合があります（くわしくは取扱金融機関にご確認ください）。
 - 介護年金、年金、死亡給付金等を外貨でお受け取りの際には、金融機関により手数料
（リフティングチャージ等）をご負担いただく場合があります（くわしくは取扱金融機関
にご確認ください）。
 - 次の①～③の場合、下表の為替レートと対顧客電信売買相場の仲値（TTM）*3との差額
は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。また、④の場合、保険料の払込
通貨を下表の為替レートを用いて契約通貨に変更しますので費用が発生します。なお、
保険料の払込通貨の対顧客電信売買相場の仲値（TTM）*3との差額は、為替手数料
として通貨交換時にご負担いただきます。
 - ①「保険料円入金特約A型」を付加し、一時払保険料を円でお払い込みいただく場合
 - ②「円支払特約A型」を付加し、介護年金、年金、死亡給付金等を円でお支払いする場合
 - ③「円支払特約A型」を付加し、解約返戻金を円でお支払いする場合
 - ④「保険料米ドル入金特約A型」等を付加し、一時払保険料を契約通貨と異なる外貨で
お払い込みいただく場合
- *3 対顧客電信売買相場の仲値（TTM）は、マニユライフ生命が指標として指定する金融
機関が公示する値とします。

項 目		契約通貨	
		米ドル	豪ドル
①	「保険料円入金特約A型」の 為替レート	契約通貨のTTM + 50銭	
②	「円支払特約A型」の 為替レート	契約通貨のTTM - 1銭	契約通貨のTTM - 3銭
③		契約通貨のTTM - 50銭	
④	「保険料米ドル入金特約A型」 等の為替レート	(契約通貨のTTM) ÷ (保険料の払込通貨のTTM - 50銭)	

- ※2026年4月現在。外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用は、将来変更されることが
あります。
- ※外貨建定額個人年金保険（年金支払総額保証付終身介護年金特約（即時払型）付）の
場合、「年金」、「死亡給付金」および「解約返戻金」はありません。

この保険にはリスクがあります

■為替リスクについて

- この保険は外貨で運用するため、保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、保険料の払込通貨と介護年金・年金・死亡給付金等をお支払いする通貨が異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。
- したがって、「介護年金または年金の支払総額や死亡給付金額等を保険料の払込通貨で換算した場合の金額」が、「契約時にお払い込みいただいた金額」を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- 為替相場の変動に伴うリスクは、契約者または受取人が負います。

■解約等のリスクについて

- この保険は、市場金利に応じた運用資産（債券等）の価格変動を、契約日から30年以内の解約返戻金額、介護年金の一括支払および年金の一括支払による支払金額に反映させます*1（市場価格調整）。また、解約返戻金額または介護年金の一括支払による支払金額を計算する際に契約日からの経過年数に応じた解約控除がかかります。

*1 外貨建定額個人年金保険（年金支払総額保証付終身介護年金特約（即時払型）付）の場合は、契約日から終身にわたり介護年金の一括支払による支払金額に反映させます。

- したがって、次の金額*2が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

- ・「解約返戻金額」
- ・「介護年金の一括支払による支払金額」と「すでに支払事由の生じた介護年金の合計額」の総額
- ・「年金の一括支払による支払金額」と「すでに支払事由の生じた年金の合計額」の総額

*2 一部解約をしていた場合は、その解約返戻金額との合計額

※外貨建定額個人年金保険（年金支払総額保証付終身介護年金特約（即時払型）付）の場合、「年金」、「死亡給付金」および「解約返戻金」はありません。



1 この商品は生命保険です

- この商品はマニユライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、預金保険制度の対象ではありません。

2 クーリング・オフ（お申し込みの撤回・ご契約の解除）制度

ご契約のお申し込みの撤回やご契約の解除（クーリング・オフ）ができます。

- 申込者または契約者は、ご契約の申込日*から申込日を含めて8日以内であれば、書面によるお申し出によりご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。これを「クーリング・オフ制度」といい、この場合にはお払い込みいただいた金額をお返しします。

* 情報端末を利用したお申し込みの場合は、「情報端末によりお申し込み手続きをいただいた日」をいいます。

- ご契約者が法人の場合等は、ご契約のお申し込みの撤回やご契約の解除はできません。
- クーリング・オフのお申し出をされた場合、お払い込みいただいた金額を、マニユライフ生命に保険料としてお払い込みいただいた通貨でお返しします。
したがって、保険料円入金特約A型の付加の有無により、クーリング・オフに伴いお返しする通貨が異なります（保険料円入金特約A型を付加しない場合は、外貨でお返しします）。

	保険料お払い込み時の通貨	クーリング・オフに伴いお返しする通貨
保険料円入金特約A型を付加する場合	円*1	円*3
保険料円入金特約A型を付加しない場合	外貨*2	外貨*4

- *1 保険料円入金特約A型の付加により所定の費用（通貨の換算に関する費用）が発生します。
- *2 金融機関代理店等で円を外貨に両替する場合、所定の手数料が発生します。また、お客さまの口座からマニユライフ生命が指定する口座へ送金を行なうための、所定の手数料が発生することがあります。
- *3 円でお払い込みいただいた金額と同額をお返しします。
- *4 外貨でお払い込みいただいた金額と同額をお返しします。ただし、外貨でお返しするため、当初の資金が円の場合（金融機関代理店等で外貨に両替した場合）、つぎの①から④により、お返しする金額を円に換算した金額が円ベースでは元本割れすることがあります。
 - ①円から外貨への両替にかかる金融機関所定の手数料
 - ②外貨から円への両替にかかる金融機関所定の手数料
 - ③送金および着金にかかる金融機関所定の手数料
 - ④為替差損（益）

クーリング・オフのお申し出方法

次の事項をご記入のうえ^{*1}、マニライフ生命の本社宛てに書面^{*2}によりお申し出ください。

- ① 申込者または契約者の住所・氏名
- ② 申込番号
- ③ 返金先口座〔銀行名、支店名、預金種類、口座番号、口座名義人〕^{*3}
- ④ クーリング・オフの申出日
- ⑤ クーリング・オフをする旨の文言

- ^{*1} 必ず申込者または契約者ご本人がご記入ください。
^{*2} お客様の個人情報保護のため、なるべく封書にてお申し出ください。
^{*3} 申込者または契約者名義の口座に限ります。
 口座名義人名は、円口座の場合はカタカナで、外貨口座の場合はアルファベットでご記入ください。

記入例

マニライフ生命保険株式会社 御中
 私は契約の申込みの撤回を行います。
 契約者 ○○○○
 申込番号 XXXXXXXXXXXX (11桁)
 返金先口座 ○○銀行○○支店
 普通 △△△△△△△△ 口座名義人 ○○○○
 申出日 △年△月△日
 住所 東京都○○区○○町△ー△ー△
 氏名 ○○○○ (自署)

書面(封書)の 送付先

〒163-1430 東京都新宿区西新宿3-20-2
 東京オペラシティタワー
 マニライフ生命保険株式会社 新契約部



- 電話や口頭でのお申し出はできません。
- 生命保険募集人等には、クーリング・オフのお申し出はできません。

※クーリング・オフは、マニライフ生命ホームページ (www.manulife.co.jp) の「お問い合わせ」からもお手続きいただけます。

3 告知

- ご契約に際しては、契約者および被保険者に対し、告知を求めません。
- マニライフ生命の職員またはマニライフ生命で委託した者が、ご契約のお申し込み後または介護年金、死亡給付金等のご請求の際にご契約のお申し込み内容またはご請求内容等について確認させていただく場合があります。

4

保障の開始(責任開始期)

保障の責任は、一時払保険料相当額のお払い込みが完了した時から開始します。

- お申し込みいただいたご契約をマニライフ生命が承諾した場合には、一時払保険料相当額のお払い込みが完了した時(責任開始期)から、マニライフ生命は契約上の責任を開始します。この保険では、その日を契約日とします。

責任開始の例

- マニライフ生命の承諾前にお払い込みがあった場合



- マニライフ生命の承諾後にお払い込みがあった場合



- 生命保険募集人は、お客様とマニライフ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申し込みに対してマニライフ生命が承諾したときに有効に成立します。

5

死亡給付金・介護年金等をお支払いできない場合

次のような場合には、死亡給付金・介護年金等をお支払いできないことがあります。

- 死亡給付金、介護年金の免責事由に該当した場合
 - 例 責任開始日からその日を含めて3年以内における被保険者の自殺、死亡給付金受取人の故意による支払事由該当等
- 重大事由によりご契約が解除された場合
 - 例 死亡給付金、介護年金を詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者、死亡給付金受取人、年金受取人または介護年金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等
- 保険契約の締結に際して詐欺の行為があつてご契約が取消となった場合
- 死亡給付金、介護年金の不法取得目的があつてご契約が無効になった場合
- 外貨建定額個人年金保険(年金支払総額保証付終身介護年金特約付)の場合、公的介護保険制度における要介護2以上の認定の効力が責任開始期に生じていたことによりご契約が無効になった場合(責任開始期以後に被保険者が要介護2以上の状態に該当していると認定され、その要介護認定の効力が責任開始期前において生じることとなった場合を含みます)

6 解約返戻金

●解約・一部解約に関するくわしい内容については、**P.13** ～ **P.15** **「7.解約返戻金」(契約概要)**に記載していますのでご覧ください。

7 年金・介護年金の一括支払

●年金・介護年金の一括支払に関するくわしい内容については、**P.9** ～ **P.11** **「5.年金・介護年金」(契約概要)**に記載していますのでご覧ください。

8 新たなご契約へ乗り換える場合

現在のご契約を解約・減額することを前提に新たなご契約のお申し込みを行った場合、不利益となる事項があります。

●**現在のご契約を解約するときは、一般的に次の点について不利益となります。**

- ・お払い込みいただいた保険料は預貯金とは異なります。多くの場合、解約返戻金は、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ・一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことがあります。
- ・新たなご契約については、責任開始日からその日を含めて3年以内の自殺の場合、責任開始期前の発病の場合等には、保険金・給付金等が支払われないことがあります。

9 保険料を契約通貨と異なる通貨で払い込む場合等のご留意事項

- 保険料の払込通貨に関する特約のいずれかを付加し、保険料を契約通貨と異なる通貨でお払い込みいただく場合、以下の点にご注意ください。
 - ・お払い込みいただく保険料相当額を契約通貨建の保険料に換算する為替レートは、マニユライフ生命所定の為替レートです。当レートは営業日毎に変動します。
 - ・適用される為替レートは、お払い込みいただく保険料相当額をマニユライフ生命が受領する日の為替レートとなりますので、換算基準日当日中にマニユライフ生命に着金するよう金融機関にてご確認のうえ、送金してください。
- 保険料(保険料の払込通貨に関する特約のいずれかを付加した場合は、保険料相当額)を外貨でお払い込みいただいた場合で、クーリング・オフされたときまたはご契約を引き受けできなかったときは、お払い込みいただいた金額をお払い込みいただいた通貨でお返しします。その場合、以下の点にご注意ください。
 - ・外貨でお受け取りの際には、金融機関により手数料(リフティングチャージ等)をご負担いただく場合があります(くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。
 - ・お返しした外貨を円に換算した場合、為替相場の変動による影響を受け、為替差損が生じるおそれがあります。

10 税務のお取り扱い

税務上の換算レート

- この保険は、日本国内においてご契約される生命保険契約であることから、税務上のお取り扱いについては日本国内で販売されている円建の生命保険と同様となります。ただし、下表の基準により契約通貨を円に換算したうえで、従来の円建の生命保険と同様にお取り扱いします。

対 象	税務区分	換算基準日	換算時の為替レート*1
一時払保険料*2	—	保険料受領日	TTM
解約返戻金	所得税(一時所得)	解約計算基準日	TTM
死亡給付金	所得税(一時所得)	被保険者が死亡された日	TTM
	相続税・贈与税		TTB
年金	所得税(雑所得)	毎年の年金支払日	TTM

*1 TTMとは対顧客電信売買相場の仲値、TTBとは対顧客電信買相場のことをいいます。

*2「保険料米ドル入金特約A型」等を付加し、一時払保険料相当額を契約通貨と異なる外貨でお払い込みいただいた場合、一時払保険料はそのお払い込みいただいた金額を保険料受領日におけるTTMを用いて円に換算した金額が基準となります。また、「保険料円入金特約A型」を付加し、一時払保険料相当額を円でお払い込みいただいた場合、一時払保険料はそのお払い込みいただいた金額が基準となります。

●「円支払特約A型」を付加した場合、解約返戻金、死亡給付金、年金等は下表の換算基準日におけるマニユライフ生命の定める為替レートを用いて円に換算した金額が基準となります。

対 象	換算基準日
解約返戻金	請求書類をマニユライフ生命の本社が受け付けた日*
死亡給付金	請求書類をマニユライフ生命の本社が受け付けた日*の翌営業日
年金	「毎年の年金支払日」または「請求書類をマニユライフ生命の本社が受け付けた日*の翌営業日」のいずれか遅い日
年金の一括支払による支払金	「年金支払開始日」または「請求書類をマニユライフ生命の本社が受け付けた日*の翌営業日」のいずれか遅い日

* 書類の提出以外の方法(マニユライフ生命の定める方法に限ります)により請求を行なった場合は、請求をマニユライフ生命が受け付けた日

契約時

●お払い込みいただいた一時払保険料は、お払い込みいただいた年の生命保険料控除の対象となります。他の生命保険料と合算し、一定額までその年の所得から控除されます。

※一時払のため、契約初年度のみの適用となります。

介護年金支払開始日前または年金支払開始日前

■解約および一部解約(差益のある場合)

所得税(一時所得)+住民税

■被保険者死亡の場合

死亡給付金

契約者	被保険者	死亡給付金受取人	課税の種類
本 人	本 人	配偶者または子	相続税
本 人	配偶者または子	本 人	所得税(一時所得) + 住民税
本 人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税

介護年金支払開始日以後または年金支払開始日以後

■介護年金および介護年金の一括支払

- 介護費用を用途とする介護年金および介護年金の一括支払による支払金については、その受取人が被保険者、その配偶者もしくはその直系血族または生計を一にするその他の親族の場合には、非課税扱となります。
- 被保険者が死亡した日以後に支払われる介護年金は、所得税(雑所得)+住民税の対象となり、被保険者が死亡した日以後に支払われる介護年金の一括支払による支払金は、所得税(一時所得)+住民税の対象となります。
- 介護年金支払開始日後に、要支援および要介護認定が非該当となった場合、介護年金および介護年金の一括支払による支払金は、非課税扱とはならず所得税(雑所得)の対象となります。
- 上記の課税対象となる介護年金および介護年金の一括支払による支払金の換算基準日は年金と同様の取り扱いとなります。ただし、外貨建定額個人年金保険(年金支払総額保証付終身介護年金特約(即時払型)付)の場合、第1回の介護年金の換算基準日は、介護年金支払開始日からその日を含めて2ヵ月経過した日の翌日(「円支払特約A型」を付加した場合は、請求を会社が受け付けた日とのいずれか遅い日)となります。

■年金および年金の一括支払

- 年金および年金の一括支払による支払金は、所得税(雑所得)+住民税の対象となります。

※契約者と年金受取人が相違する場合、年金支払開始時に贈与税の対象となります。



- 外貨でお支払いする年金・介護年金に源泉徴収税が発生する場合、その税額を年金額・介護年金額から差し引くため、お受け取りになる年金・介護年金の合計額が、年金・介護年金の保証金額を下回ることがあります。
- 税務上のお取り扱いについては、2025年11月現在の内容であり、今後変更される可能性があります。なお、源泉徴収税が発生する場合、所得税に復興特別所得税が併せて徴収されます。個別の税務等の詳細については税務署や税理士等、専門家にご確認ください。くわしくは、「ご契約のしおり／約款」をご覧ください。

11 信用リスクと生命保険契約者保護機構

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

●マニユライフ生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者の保護が図られることがあります。この場合にも、契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

生命保険契約者保護機構の詳細は、下記までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 TEL. 03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>

12 死亡給付金・年金・介護年金のお支払いに関する手続き等

お支払いに関する手続き等について

- お客さまからのご請求に応じて、死亡給付金・年金・介護年金のお支払いを行う必要がありますので、死亡給付金・年金・介護年金の支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに**マニライフ生命投資型商品カスタマーセンター**にご連絡ください。
- 支払事由が発生する事象、ご請求手続き、死亡給付金・年金・介護年金をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、**「ご契約のしおり/約款」**、**マニライフ生命ホームページ**に記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- マニライフ生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、契約者のご住所等を変更された場合には、**マニライフ生命投資型商品カスタマーセンター**に必ずご連絡ください。
- 死亡給付金等の支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の死亡給付金等の支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等には**マニライフ生命投資型商品カスタマーセンター**にご連絡ください。

年金・介護年金の代理請求について

- 被保険者が受取人となる年金・介護年金について、受取人がご請求できない特別な事情がある場合、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます（くわしくは、**「ご契約のしおり/約款」**をご確認ください）。
- 指定代理請求人に対し、支払事由および代理請求ができる旨をお伝えください。

13 各種手続きやご契約に関するお問い合わせ窓口

マニライフ生命へのお問い合わせ

生命保険のお手続きおよびご契約に関するご相談・苦情につきましては下記までご連絡ください。

マニライフ生命投資型商品カスタマーセンター TEL. 0120-925-008

お問い合わせ時間 月～金曜日 9:00～17:00

（祝日および12月31日～1月3日は休業とさせていただきます）

指定紛争解決機関について

- この商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。
 - （一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
- ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

※なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

お客さまの個人情報の お取扱い

マニライフ生命は、個人情報のお取扱いに関する指針を定め、お客さまからご信頼いただける保険会社として、個人情報の適法かつ公正な方法による収集・利用、および適正な管理を通じてその正確性と機密性の保持に努めています。

マニライフ生命は、お客さまのご契約等に関する所定の情報を一般社団法人生命保険協会に登録し、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社等の特定の者と共同して利用しています。

「犯罪収益移転防止法」にもとづく 取引時確認

マニライフ生命では、「犯罪収益移転防止法」にもとづき、一定の生命保険契約の締結の際、契約者の本人特定事項（氏名・住所・生年月日等）、職業または事業の内容等の確認を行っています。

参照 くわしくは**「ご契約のしおり/約款」**、マニライフ生命ホームページの**個人情報保護方針**、**「犯罪収益移転防止法」にもとづく取引時確認等に関するお願い**をご覧ください。

金融犯罪ゼロ社会を目指して

マニライフ生命の担当者・募集代理店（生命保険募集人）は、

- 個人名義口座へのお振込みをご案内したり現金をお預かりしたりいたしません。
- 以下のような投資などを紹介、勧誘することはありません。
 - ・特別な商品とかたって、高配当をうたい加入を勧めること
 - ・業務外と断ったうえで投資話を持ちかける、投資家を紹介すること